## 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名 称 及 び 数 量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る その他必要な事 こ と と し た 理 由 項 ( 備 考 )
病棟開設にあたり什器・備品の設置	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地		株式会社 北産業 長野県松本市大字島立 845-1	2,500,000円/税込	休止中の病棟開設にあたり、当該物品が 必要となった。新病院改築時、当契約業者 が搬入したこと、設置まで時間的余裕のな いこともあり、契約の性質または目的が競 争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
透析医療機器の保守 点検費用	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年6月29日	丸文通商 株式会社 長野県松本市大字島内 997-1	3, 465, 000円/税込	透析機器は病院において「管理と維時」 及び高額のため保守を行う必要があります。契約業者は地元で唯一のメーカー代理 店でも有り機器に熟知し、当該保守に必要 な技術・能力を有するのは契約業者のみで あることから、契約の性質または目的が競 争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
フィリップス社製超 音波診断装置総括保 守料契約	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年7月1日	株式会社 エム・イー 長野県松本市岡田下岡 田45	1,575,000円/税込	購入後6年が経過し、故障も多々起きる 状況にある。高額医療機器でもあり、前 年の契約期間が満了となり、再契約を締 結する。契約業者はメーカーの代理店で 機器の導入業者でもあるため、契約の性 質または目的が競争を許さない場合に 該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
G E ヘルスケア社製 超音波診断装置ネッ トワーク工事	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年7月11日	株式会社 上條器械店 長野県松本市中央1丁 目4番7号	3, 150, 000円/税込	超音波診断装置を導入したところですが、システム(電カル等)との連携が必要となります。契約業者は別の機器との連携を行っていて、システムに熟知しているため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
不変性試験サービス作業費用	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年8月15日	エイゾーサポートネットワーク株式会社 東京都大田区平和島 6 -1-1	1, 050, 000円/税込	PCのモニターはガイドラインで4000 時間を超えたものは、点検を行った方が宜 しいとの指針が出ています。当院は、電子 カルテを導入しPCの台数も多数あるた め、耐久性を維持するためにも、作業を実 施する事としました。依頼業者は、電子カ ルテの導入業者でもあり契約の性質また は目的が競争を許さない場合に該当する ため。。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)

## 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名 称 及 び 数 量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る 契約 金額	随 意 契 約 に よ る その他必要な事 こ と と し た 理 由 項 ( 備 考 )
G E 社製フルデジタル X 線装置 WY0306保守 契約	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年6月30日	株式会社 上條器械店 長野県松本市中央1丁 目4番7号	3, 476, 848円/税込	機器導入後3年目となり故障も見られる様になってきた。高額機器でも有り、前年の契約が満了となり契約内容を変更して再契約を行った。契約業者は機器導入業者でも有りメーカーの代理店でも有るため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
G E 社製フルデジタル X 線装置 WY0306保守 契約	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年6月30日	株式会社 上條器械店 長野県松本市中央1丁 目4番7号	3, 476, 848円/税込	機器導入後3年目となり故障も見られる様になってきた。高額機器でも有り、前年の契約が満了となり契約内容を変更して再契約を行った。契約業者は機器導入業者でも有りメーカーの代理店でも有るため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
G E 社製フルデジタル X 線装置 WV0204保守 契約	安曇野赤十字病院 施設課 安曇野市豊科5685番 地	平成24年6月30日	株式会社 上條器械店 長野県松本市中央1丁 目4番7号	3, 546, 304円/税込	機器導入後3年目となり故障も見られる様になってきた。高額機器でも有り、前年の契約が満了となり契約内容を変更して再契約を行った。契約業者は機器導入業者でも有りメーカーの代理店でも有るため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)
/					

## 備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。